

富里市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

富里市長

規則第 号

富里市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

富里市国民健康保険条例施行規則（昭和34年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第6条及び第13条第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削る。

第15条中「届出なければならない」を「届け出なければならない」に改める。

第18条中「3万円」を「1万6千円」に改める。

第22条中「様式第5号」を「負傷（傷病）届（様式第4号）」に改める。
様式第5号を次のように改め、同様式を様式第4号とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行日前に出産した被保険者に係る改正前の富里市国民健康保険条例施行規則第18条の規定による出産育児一時金の加算については、なお従前の例による。

3 この規則の施行日前に、改正前の富里市国民健康保険条例施行規則の規定に基づいて調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、使用し、又は所要の修正をして使用することができる。